

資料 1

愛荘町公立幼稚園・保育所の
あり方検討委員会

愛荘町公立幼稚園・保育所のあり方検討委員会 委員名簿

(敬称略)

	選出区分	氏名	要職等	備考
1	学識経験を有する者	烏野 猛	びわこ学院大学教授	
2	教育関係機関の職員	松宮 幸彦	愛知川幼稚園長	
3	教育関係機関の職員	小西 喜雄	秦荘幼稚園長	
4	保育関係機関の職員	小杉 久江	つくし保育園長	
5	公立幼稚園等に通う児童の保護者	西嶋 早希	愛知川幼稚園保護者	
6	公立幼稚園等に通う児童の保護者	奥野 美穂	秦荘幼稚園保護者	
7	その他町長が適当と認める者	杉本 榮子	びわこ学院大学講師、 元認定こども園園長 元愛荘町幼稚園、保育所勤務	
8	その他町長が適当と認める者	石田 あけみ	元守山市子ども課幼保指導担当課長	
9	保育関係機関の職員		民間保育園園長	

○愛荘町公立幼稚園・保育所のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 少子化や就労形態の変化による保育ニーズの多様化といった社会環境の変化の中で、愛荘町における今後の公立幼稚園および保育所のあり方について具体的な方向性を検討するため、愛荘町公立幼稚園・保育所のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を町長に報告する。

- (1) 公立幼稚園および保育所のあり方に関する事。
- (2) 幼保連携（認定こども園）に関する事。
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育関係機関の職員
- (3) 保育関係機関の職員
- (4) 公立幼稚園等に通う児童の保護者
- (5) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は委員の委嘱の日から町長に報告した日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員の互選により、委員長および副委員長を各1人おく。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 議長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、または関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、委員会の審議において、知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、子ども支援課および教育振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

(最初の委員会の招集)

2 委員会については、委員長が選任されるまでの間は、第6条第1項の規定に関わらず、町長が招集する。

愛子支第 1242 号
愛教委教第 935 号
令和 2 年 9 月 3 日

愛荘町公立幼稚園・保育所のあり方検討委員会委員長 様

愛荘町長 有村 国知

愛荘町教育委員会

教育長 徳田 寿

愛荘町公立幼稚園・保育所のあり方について（諮問）

本町では、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、平成 27 年に「愛荘町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期における教育・保育の充実を図るとともに、子ども・子育て支援事業の拡充に取り組んでいるところです。

こうした中、核家族化や共働き世帯の増加、就労形態の多様化等に伴い教育・保育ニーズが大きく変化し、保育所においては待機児童が発生し、今後もその増加が見込まれる一方で、幼稚園においては定員割れの状況が続いています。

つきましては、少子化や就労形態の変化による教育・保育ニーズの多様化といった社会環境の変化の中で、就学前の子どもの教育・保育の環境整備に取り組むため、愛荘町における今後の公立幼稚園と保育所のあり方について、貴委員会より答申をいただきたく、ここに諮問します。

愛荘町子ども・子育て 会議

役割：子ども子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項および当該**施策の実施状況**及び**施設整備**に関することを**町長の諮問**に応じ、調査審議し、答申する
※定員、計画を審査する条例設置の附属機関

答申⑧

諮問⑦

町長

⑥町案の策定、子ども子育て支援事業計画の変更

⑨共有

教育委員会

住民

パブコメ
③

素案策定
②

報告②

意見③

諮問①

答申⑤

報告②

意見③

案の策定
④

愛荘町公立幼稚園・保育所の あり方検討委員会

役割：公立幼稚園および保育所のあり方について、町長の諮問に応じ、調査検討し、答申する。
※施策の具体的な内容を議論をする機関

令和2年度 愛荘町公立幼稚園・保育所のあり方検討委員会 スケジュール(案)

※議事録は町ホームページで概要を公表。発言者の名前は伏せる。委員会の傍聴は、委員の自由な発言を抑制するため行わない。

